原判決を破棄する。

被告人を懲役八月及び罰金千円に処する。

原審未決勾留日数中十日を右懲役刑に算入する。

但し、この裁判確定の日から四年間右懲役刑の執行を猶予する。

若し、右罰金を完納することができないときは、金五十円を一日に換算 した期間被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用は被告人の負担とする。

弁護人灘岡秀親の控訴趣意は、同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりである。 右に対する判断。

事実誤認の点について。

原判決摘示の事実、殊に被告人において原判示玄米が賍品であることの情を察知 していた事実は、原判決の挙示引用にかかる証拠によつてこれを認定するのに十分 であり、証拠の取捨に関する原審裁判官の措置、証拠の証明力に関する原審裁判官の判断に、経験法則の違背等特に不合理とすべき事由なく、原判決に所論のような 事実誤認の違法があるものとは認められない。論旨は理由がない。

法令適用の誤について。

〈要旨〉賍物を運搬した上これを牙保した場合には、包括一罪であつて運搬と牙保 との二箇の罪を構成するものでは</要旨>ないと解するのが相当である。原判決が、 賍品である原判示玄米の運搬と牙保とが、それぞれ別箇独立の罪を構成するものと し、これに併合罪の規定を適用処断したのは、法令の解釈適用を誤つた違法がある ものというのほかなく、右の違法社判決に影響を及ぼすことが明らかであつて、論 旨は理由があり、原判決は破棄を免かれない。

よつて、その余の点に関する判断を省略し、刑訴第三九七条第三八〇条により原 判決を破棄し、刑訴第四〇〇条但書に従い、本件について更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、Aが福岡県浮羽郡a村大字bc番地のdB方倉庫内において窃取した B所有の玄米唐米袋人四俵につき、Aからその売却斡旋方の依頼を受け、その賍品であることの情を察知しながらこれを承諾し、昭和二八年一月一六日夜Cと共同し て同玄米四俵をオート三輪車に積み、同郡a村大字beの墓地から、同郡f町g番 地口有限会社まで移動運搬した上、同所において同会社取締役Eに対し、そのうち の玄米二俵を代金七、二〇〇円で売却方の斡旋をして牙保したものである。 (証拠)

- 原審公判における被告人の供述
- 原審公判における証人A、同Cの証言、
- Bの被害届、並びに申立書
- 検察事務官の面前における被告人の供述、
- Eの買受始末書、
- 以上を綜合して判示事実を認定する。

(決令の適用)

刑法第二五六条第二項、罰金等臨時措置法第二条、第三条。

刑法第二一条、刑法第一八条。

刑法第二五条(懲役刑につき)。 刑訴第一八一条第一項。

以上の理由により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)